

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022年6月29日（予定）

定款変更の効力発生日：2022年6月29日（予定）

※上記1. の定款変更は定款変更のための株主総会の終結の時をもって効力を生じますが、1.（2）の株主総会資料の電子提供制度の導入に伴う定款変更は、効力発生日等に関する附則の定めに基づき効力を生じるものとします。

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> 	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項</p>

現行定款	変更案
<p>第15条～第16条 (条文省略)</p>	<p><u>のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権行使基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 15 条～第 16 条 (現行どおり)</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 18 条 (新設)</p> <p>当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p><u>2.</u> (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、<u>3</u>名以内とする。</p> <p><u>2.</u> 当社の監査等委員である取締役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 18 条 <u>当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2.</u> 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p><u>3.</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="300 324 785 499">2. <u>補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p data-bbox="472 512 552 544">(新設)</p> <p data-bbox="472 752 552 784">(新設)</p> <p data-bbox="258 1041 703 1072">(代表取締役及び役付取締役の選定)</p> <p data-bbox="240 1086 785 1167">第20条 <u>代表取締役は、取締役会の決議で定める。</u></p> <p data-bbox="300 1279 785 1453">2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p data-bbox="258 1568 480 1599">(取締役会の招集)</p> <p data-bbox="240 1612 785 1886">第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。</u></p>	<p data-bbox="1070 324 1150 356">(削除)</p> <p data-bbox="869 512 1355 687">2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="869 703 1355 976">3. <u>任期満了前に退任する監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="828 1041 1273 1072">(代表取締役及び役付取締役の選定)</p> <p data-bbox="813 1086 1358 1261">第20条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</u></p> <p data-bbox="869 1279 1355 1498">2. 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役</u>を選定することができる。</p> <p data-bbox="828 1568 1050 1599">(取締役会の招集)</p> <p data-bbox="813 1612 1358 1977">第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集し、議長となるものとし、取締役会長に事故があるときは取締役社長が招集し、議長となる。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わ</u></p>

現行定款	変更案
<p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。</p> <p>3. 取締役会は、取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</u></p> <p>第24条 (条文省略)</p>	<p>って招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。</p> <p>3. 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第22条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役に対する報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(取締役に対する報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(監査役の数)</u></p> <p>第 27 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p><u>(監査役を選任)</u></p> <p>第 28 条 監査役を選任する株主総会の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役任期)</u></p> <p>第 29 条 監査役任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のものに関する定時株主総会の終結</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第30条 <u>監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第31条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(決議の方法)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第34条 <u>監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 427 条第 1 項の最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 28 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 29 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p> <p><u>(決議の方法)</u></p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 会計監査人 (選任方法) 第36条 (条文省略)</p> <p>(任期) 第37条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人 (会計監査人の選任方法) 第32条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の任期) 第33条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計算 第38条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算 第34条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第23回定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 第23回定時株主総会決議による変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款</p>

現行定款	変更案
	<p><u>第 14 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第 23 回定時株主総会決議による変更前定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 附則第 2 条は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>